

新型コロナウイルス感染症拡大防止等に関する基本方針

1. 大会運営等について

- (1) 競技中における感染防止対策については別紙「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を遵守する。
- (2) 競技別の感染症拡大防止対策の実施に当たっては、競技特性に応じた対応の必要性から全日本弓道連盟及び関東地域弓道連盟連合会が示す内容を最大限尊重する。
- (3) 宿泊に関しては、宿泊施設が定める「宿泊施設関連の業界団体におけるコロナウイルスガイドライン」に従う。
- (4) 開閉会式及び諸会議等については感染拡大防止の観点から、中止または必要最小限の規模での実施を検討する。

2. 大会実施可否の判断について

- (1) 大会実施可否については、群馬県高体連及び関東高体連弓道専門部と緊密な連携の下、関東高体連が決定する。
- (2) 大会実施可否の決定については、競技ごとの決定とする。
- (3) 大会実施可否の決定については、大会実施2か月前を目安とし、理事会等で諮るものとする。
ただし、大会実施を決定後に感染状況が拡大した場合は、大会直前であっても中止があり得る。
- (4) 大会を中止する場合の要件としては下記のものが挙げられる。
 - ・国から関東各都県に非常事態宣言が発令された場合。
 - ・全日本弓道連盟及び群馬県等から大会開催不可等の指示が出された場合。
 - ・移動及び宿泊等の制限により、出場できない都県が一つでも生じた場合。
 - ・開催予定の群馬県及び会場が受け入れ制限を行うため予定していた会場を使用できない場合は会場変更を検討する。
会場変更ができない場合については中止とする。

3. 大会を中止した場合の対応について

- (1) 開催地のスライドは行わない。(開催年度の変更は行わない)
- (2) 大会回数はカウントし、「中止」と記録する。
- (3) 連続優勝、出場等については途切れずに続いているものとみなす。
- (4) 優勝旗・杯等については前年度優勝校が管理し、次年度開催の際に返還する。
- (5) 参加料は必要経費を差し引いた額を返金する。(要項に明示する必要あり。)
- (6) 宿泊のキャンセル料は宿泊施設の規定に沿って各学校で対応。
※(5)(6)については、大会を開催したが学内での感染拡大状況により学校長の判断で参加を取りやめた場合においても同様の取扱いとする。
- (7) 会場費のキャンセル料については関東高体連弓道専門部及び群馬県高体連での負担を原則とする。
- (8) 代替大会は開催しないものとする。

4. 大会当日に発熱など感染の疑い例が発生した場合の対応について

- (1) 発熱などの感染疑いがある場合は、危機管理マニュアル第2章 緊急事案発生時の対応
－1 傷病者の対応－(3) 感染症（はしか・インフルエンザ等） に則って対応
- (2) 隔離は原則別室で行い、安全に帰宅させる。
- (3) 緊急性があると判断した場合は救急車を要請し、症状等を説明したうえで指示を仰ぐ。
状況によっては管轄の保健所へ連絡し、指示を仰ぐ。その際に濃厚接触者を特定するために行動履歴が必要なことから、会場内等での接触について確認を行う。
- (4) 報告については、危機管理マニュアルの「傷病者発生における対応フロー」に則って運営本部が行う。また、当該校所属長及び保護者への連絡については引率責任者が行うものとする。

5. 不参加が決定された場合の連絡系統

※まずは電話で連絡、その後文書で報告する。(学校長名で所属都県高体連及び大会本部)

学校 → 所属都県高体連 → 関東高体連
↓
大会本部（群馬県高体連弓道専門部） → 群馬県高体連 → 群馬県主管課

6. 大会終了後、感染が確認された場合の連絡系統

学校 → 所属都県弓道専門部委員長 → 大会本部（群馬県高体連弓道専門部） → 管轄保健所等
 ↓
 群馬県高体連 → 関東高体連 → 各都県高体連
 ※大会本部（専門部）は管轄保健所等からの指示について群馬県高体連及び各都県専門部委員長へ報告する。

7. その他

- ・健康状態申告書にチェックが入っている場合は大会本部で状況を確認し、出場について判断する。
- ・団体種目における登録選手の入れ替え等については関東高体連弓道専門部で検討する。